

短期入所生活介護事業所 各位

令和3年8月特定入所者介護サービス費の改正について

令和3年8月から「特定入所者介護サービス費(補足給付)」の制度が改正されます。それに伴い、介護報酬請求ソフト『楽すけ』はバージョンアップを予定しております。以下のご案内をご確認ください。

【改正内容】

①所得段階の細分化

所得段階「第3段階」は、令和3年8月より「第3段階①」と「第3段階②」に細分化されます。

②食費基準費用額の変更

令和3年8月より、1,392円→1,445円(日額)に変わります。

③食費負担限度額の変更

第2段階、第3段階の食費負担限度額が変わります。(居住費の負担限度額は変わりません。)

令和3年7月まで		令和3年8月から	
第1段階	300円	第1段階	300円(変更なし)
第2段階	390円	第2段階	600円
第3段階	650円	第3段階①	1,000円
		第3段階②	1,300円

※改正の詳細内容は、別紙の厚生労働省発行のリーフレットをご確認ください。

【楽すけの対応】

・9月1日～10日の請求時には、新制度の内容で請求を行う必要があります。

『楽すけ』は8月下旬にバージョンアップを行い、上記の改正内容に対応いたします。

インターネットおよびCDでバージョンアップを行っていただけるよう準備中です。準備ができ次第、再度ご案内いたします。

・「第3段階」を設定している利用者の一覧を表示するツールを提供いたします。

『楽すけ』ヘルプデスクのスタッフからインターネット遠隔操作にてご案内いたします。

【短期入所生活介護事業所様へのお願い】

特定入所者介護サービス費の改正に対応した『楽すけ』のバージョンアップが行われるまで、令和3年8月以降の「特定入所者介護サービス費」の入力を行わないでください。

仮にご入力いただいた場合、バージョンアップ後に削除して再入力していただく必要があります。

月間ケアプランの「短期入所サービス」の入力はバージョンアップ前に行っても支障はありません。

ご不便おかけいたしますが、ご理解ご協力の程何卒よろしくお願い申し上げます。